

# 今がチャンス！更なる知財のスキルアップを！

あなたも講習を受けて、特許マップ作成インストラクターになろう！！

初めての方、大歓迎！



平成24年1月24日

国立大学法人山口大学

産学公連携・イノベーション推進機構  
知的財産部門

## 1. 平成23年度特許マップ作成講習会（特許マップ作成インストラクター養成講座）のご案内

- (1) 受講できる者：大学教職員、学生、院生、ポストドクター、学内外コーディネータ等
- (2) 講習会の内容：特許調査方法、特許マップ作成方法等
- (3) 講習会の日時、場所：1講座8時間(2日間に分けて)、2地区で開催（同じ内容）

〔下記1)、2)から自由選択下さい。どの日を選んで結構ですが、必ずA→Bと受講して下さい。〕  
(講習の流れのため)

	1日目(A)	2日目(B)	開催場所
1)	2月27日(月) 13:00~18:00	2月28日(火) 9:00~12:00	山口地区 (メディア教育棟1階情報処理演習室)
2)	3月5日(月) 13:00~18:00	3月6日(火) 9:00~12:00	宇部地区 (工学部D棟4階情報処理演習室)

(4) 講師：岡野特許商標事務所 岡野卓也弁理士（元特許庁審査官）が懇切丁寧に指導

(5) 受講料、テキスト料：全て無料

(6) 受講申し込み期限：【山口地区】 2月20日（月）まで

【宇部地区】 2月27日（月）まで

(7) お問い合わせ、申し込み先：山口大学知的財産部門 加納までメールで

TEL: 0836-85-9966 E-mail: ykanoh@yamaguchi-u.ac.jp

〔申し込み時は、希望講習会名、日時、場所と所属（学部/研究科、学科/専攻、学年、指導教員/研究室名）、氏名、E-mailアドレス、携帯TEL番号を明記して下さい。〕

## 2. 平成23年度特許マップ作成インストラクターの募集

(1) インストラクターになれる資格：原則学生

(2) インストラクターになれる条件：上記特許マップ作成講習会の(A, B両方の)受講終了者で一定の水準に達した者

〔インストラクター志願者には、講習会の最後に確認テストを実施、合格者には、インストラクター認定書を授与〕

(3) インストラクターの仕事：学内における研究テーマ関連特許調査、特許マップ作成

(4) 派遣時の時給：学内の規定に依る(1回4~5時間程度)〔大学教職員には給与法上支払いは不可〕

(5) 募集人員：10名程度

(6) 仕事の開始時期：平成24年3月頃より

(7) お問い合わせ、申し込み先：山口大学知的財産部門 加納まで

TEL: 0836-85-9966 E-mail: ykanoh@yamaguchi-u.ac.jp

〔申し込みは、講習会の最後の確認テスト時に受け付けます。〕

尚、当講習会受講終了者には、修了証書と、本学で開発・出版し研究者必須の「研究ノート(リサーチラボノート)」、「特許読本」他を特別に進呈！



(この案内ポスター、チラシは、山口大学 産学公連携・イノベーション推進機構 知的財産部門のHPのイベント情報にも掲載されています。)

<http://www.sangaku.yamaguchi-u.ac.jp/chizai/chizai.html>